

## 損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定する。

### 1 件 名

こども医療センターにおいて発生した医療事故及び事故後の対応に係る損害賠償の額の決定について

### 2 損害賠償の額

■■■■■■■■■■ (患者家族の強い希望により不開示)

### 3 事案の概要

令和 3 年 10 月 6 日に手術を受けた患者が、手術後に発熱等を繰り返し、術後 5 日目（令和 3 年 10 月 11 日）未明に急変し死亡した医療事故について、患者の死亡及び死亡後の患者家族対応に、こども医療センターの過失が認められることから、当該患者家族に対し、死亡に係る慰謝料等の損害を賠償する。